

議案第 1 1 号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和 2 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

別表第4（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 19,000円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 31,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 145,000円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 192,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（(ウ)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 317,000円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 412,000円</p>

別表第4（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア)・(イ) [略] (ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a [略] b 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え2,000平方メートル以下のもの 31,000円 c [略] d [略] e [略] f [略] イ ア以外の場合 (ア)・(イ) [略] (ウ) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a [略] b 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え2,000平方メートル以下のもの 192,000円 c [略] d [略] e [略] f [略] (エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（(ウ)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a [略] b 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え2,000平方メートル以下のもの 412,000円

		<p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 118,000円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 158,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p>
[略]		
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 9,500円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 15,500円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 72,500円</p> <p>c 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 96,000円</p>

		<p><u>c</u> [略]</p> <p><u>d</u> [略]</p> <p><u>e</u> [略]</p> <p><u>f</u> [略]</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2,000平方メートル以下のもの 158,000円</p> <p><u>c</u> [略]</p> <p><u>d</u> [略]</p> <p><u>e</u> [略]</p> <p><u>f</u> [略]</p>
[略]		
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2,000平方メートル以下のもの 15,500円</p> <p><u>c</u> [略]</p> <p><u>d</u> [略]</p> <p><u>e</u> [略]</p> <p><u>f</u> [略]</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）の共用部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2,000平方メートル以下のもの 96,000円</p>

		<p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（(カ)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 158,500円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 206,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>(カ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> 59,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> 79,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>[略]</p>
--	--	---

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	[略]	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 19,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>

		<p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（(オ)に掲げる場合を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2,000平方メートル以下のもの 206,000円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2,000平方メートル以下のもの 79,000円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p>
[略]		

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	[略]	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第<u>29条第3項</u>に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第<u>30条第1項</u>の認定又は同法第<u>31条第1項</u>の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの</p>

31,000円

d [略]

e [略]

f [略]

g [略]

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
15,500円

d [略]

e [略]

f [略]

g [略]

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合
(ア(ア)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)
第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
334,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
432,000円

d [略]

e [略]

f [略]

g [略]

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
130,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
171,000円

d [略]

e [略]

f [略]

g [略]

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

31,000円

c [略]

d [略]

e [略]

f [略]

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第12条第2項又は第13条第3項の規定による場
合

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
15,500円

c [略]

d [略]

e [略]

f [略]

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第
12条第1項又は第13条第2項の規定による場合
(ア(ア)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)
第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
432,000円

c [略]

d [略]

e [略]

f [略]

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第
1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a [略]

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
171,000円

c [略]

d [略]

e [略]

f [略]

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

		<p>12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (アイ)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの</u> 167,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u> 216,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの</u> 65,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u> 85,500円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの</u> 19,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u> 31,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等</p>

		<p>12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (ア(イ)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 85,500円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等</p>

		<p>を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 334,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 432,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 130,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 171,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p>
<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの</p>

		<p>を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 432,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 171,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p>
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。</p> <p>ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの</p>

料	く。)	<p>が提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> 9,500円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 15,500円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> 167,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 216,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> 65,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 85,500円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p>
建築基準関係規定適合の審査の申	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	[略]

料	く。)	<p>が提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 15,500円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 216,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 85,500円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p>	
建築基準関係規定適合の審査の申	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	[略]	

<p>出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 19,000円</p> <p>c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 31,000円</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>g [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 334,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 432,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u></p>

<p>出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a [略]</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 31,000円</p> <p>c [略]</p> <p>d [略]</p> <p>e [略]</p> <p>f [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 432,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) [略]</p>

		<p><u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>130,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 171,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p>
建築物 エネルギー消費性能 確保計画軽微 変更該当証明 書交付申請手 数料	[略]	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34条第3項に規定する他の建築物について、当該建 築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネ ルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又 は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示 す書類が提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>9,500円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 15,500円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適 合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>167,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 216,000円</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適 合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u> <u>65,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u></p>

		<p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p>
<p>建築物 エネルギー消費性能 確保計画軽微 変更該当証明 書交付申請手 数料</p>	<p>[略]</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 <u>29条第3項</u>に規定する他の建築物について、当該建 築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネル ギー消費性能向上計画が同法第<u>30条第1項</u>の認定又 は同法第<u>31条第1項</u>の変更の認定を受けたことを示 す書類が提出された場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 15,500円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適 合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの 216,000円</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適 合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの</p>

85,500円

(工) [略]

(才) [略]

(力) [略]

(キ) [略]

85,500円

(ウ) [略]

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を改定するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。